

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第二十二号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>（特別休暇） 第十条（略）</p>		<p>（特別休暇） 第十条（略）</p>	
休暇を受ける場合	期 間	休暇を受ける場合	期 間
（略）	（略）	（略）	（略）
十七 女子職員が生理により勤務することが困難であると認められる場合	一回の生理期間につき二日を超えない範囲内において必要と認める日又は時間	十七 女子職員の生理	二日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
（略）	（略）	（略）	（略）
2-9 （略）	2-9 （略）	2-9 （略）	2-9 （略）
<p>（特別休暇の単位） 第十四条（略）</p>		<p>（特別休暇の単位） 第十四条（略）</p>	
2 第十条第一項の表第八号の二、第十号、第十二号、第十三号、第十五号、第十六号及び第十七号に規定する休暇（以下「特定休暇」という。）の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の下欄の規定にかかわらず、当該残日数の全てを使用することができる。		2 第十条第一項の表第八号の二、第十号、第十二号、第十三号、第十五号及び第十六号に規定する休暇（以下「特定休暇」という。）の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の下欄の規定にかかわらず、当該残日数のすべてを使用することができる。	
3 （略）		3 （略）	

附 則

この人事委員会規則は、令和七年一月一日から施行する。